

1. Press Releases/Topics

平成30年度税制改正により「事業承継税制」の特例が創設されました。

平成30年度税制改正において、「未上場株式に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度」に特例が創設されました。

この特例制度は中小企業経営者の高齢化を背景としており、円滑な事業承継を促進させることによる地域経済の発展及び雇用の維持・活性化を目的としています。平成30年1月1日から10年間の時限措置であり、特例制度の適用を受けるためには、平成35年3月31日までに「認定経営革新等支援機関」の指導及び助言を受けた「特例承継計画」を都道府県に提出する必要があります。本制度は、現経営者から後継者への自社株の承継に伴う税負担が全額猶予されるメリットがある一方で、副作用として「猶予」を受けることによる将来的な制約もありますので、自社の20年先、30年先を見据えた経営ビジョンを検討するきっかけになると考えられます。

本制度が創設されたことにより、未上場オーナー会社の事業承継の選択肢が広がりますが、弊行では事業承継の専門部隊「資本戦略チーム」を組成し、税負担だけでなく将来的な経営体制を見据えた多角的な視点で事業承継対策をサポートさせていただいております。次世代への経営の承継をお考えの際は弊行本支店までご相談ください。

<事業承継税制の主な改正の概要>

| 内容 | 原則制度(改正前) | 特例制度 |
|--------------|--|--|
| 納税猶予対象株式数 | 発行済議決権株式総数の 3分の2に達するまでの株式 | 取得した 全ての株式 |
| 納税猶予税額 | 贈与の場合： 納税猶予対象株式に係る贈与税の全額 相続の場合： 納税猶予対象株式に係る 相続税額の80% | 贈与の場合： 納税猶予対象株式に係る贈与税の全額 相続の場合： 納税猶予対象株式に係る 相続税の全額 |
| 先代経営者の要件 | 代表権を有する又は有していた 先代経営者1人からの承継のみが適用対象 | 代表者以外の者を含む複数人からの承継も適用対象 (ただし、 代表者以外の者からの贈与等は特例承継期間(5年)内に申告期限が到来するものに限る) |
| 後継者の要件 | 代表権を有している又は代表権を有する見込みである 後継者1人 (同族関係者と合わせて過半数を有し、当該会社の筆頭株主である者)への承継のみ適用対象 | 代表権を有する複数人(最大3名)への承継も適用対象 (同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有し、議決権保有割合が 上位3位以内かつ10%以上の議決権を有する者 に限る) |
| 雇用確保要件 | 経営承継期間内の一定の基準日における雇用の平均が「贈与又は相続時の雇用の8割」を下回った場合に 納税猶予が打ち切り | 経営承継期間内の一定の基準日における雇用の平均が「贈与又は相続時の雇用の8割」を下回ったとしても、当該要件を満たせない理由を記載した書類を都道府県に提出すれば 納税猶予は継続 |
| 特例承継計画の提出・認可 | 不要 | 特例制度を活用するには、5年以内(平成35年3月31日まで)に 特例承継計画を提出し、認定を受けることが必要 |

目次

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室
- 4 産学連携情報

「Food Expo 2018」出展者を募集します。

当行は、香港で開催されるアジア最大級の食品見本市である「Food Expo 2018」(主催 香港貿易發展局)への出展者を、以下のとおり募集いたします。岐阜県内企業については、岐阜県産業経済振興センターと当行が共同で出展者募集を行います。

| | |
|--------|---|
| 名称 | Food Expo 2018 |
| 日時 | 平成30年8月16日(木)～8月18日(土) |
| 場所 | 香港コンベンション&エキシビジョンセンター |
| 募集対象品目 | 食品および飲料製品、食器、調理器具、台所関連用品等 |
| 出展料 | 出展料の1/2程度を産経センターまたは当行が負担します。 |
| 募集期限 | 平成30年4月20日(金) ※予定の小間数に達した時点で募集を終了いたします。 |
| 申込方法 | 最寄りの十六銀行本支店でお申込みいただくか、申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX(058-263-8150)にてお申込みください。(申込書は当行ホームページからダウンロード可能です。) |
| お問い合わせ | 十六銀行 法人営業部 海外サポート室 TEL 058-266-2693 |

当行の無料相談サービス

◆法律相談会 …開催日の2日前までに事前予約要(無料)

| 十六総合研究所会場 (十六ビル7階) | | PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階) | |
|-----------------------|-----------------|-----------------------------------|-----------------|
| 5月8日 | (火) 13:45~15:05 | 5月8日 | (火) 13:30~15:00 |
| 5月15日 | (火) 13:45~15:05 | 5月15日 | (火) 13:30~15:00 |
| 5月22日 | (火) 13:45~15:05 | 5月22日 | (火) 13:30~15:00 |
| 5月29日 | (火) 13:45~15:05 | 5月29日 | (火) 13:30~15:00 |

(渡辺弁護士/お1人さま20分)

(山口弁護士/お1人さま30分)

※会場は山口敬二法律事務所(JR名古屋駅徒歩5分)に変更される場合があります。

◆税務相談会 …事前予約要(無料)

| 十六総合研究所会場 (十六ビル7階) | | PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階) | |
|-----------------------|-----------------|-----------------------------------|-----------------|
| 5月2日 | (水) 13:00~16:00 | 5月17日 | (木) 13:00~16:00 |
| 5月24日 | (木) 13:00~16:00 | | |

| PLAZA JUROKU岐阜支店会場 (岐阜スカイウイング37 東棟1階) | | 星が丘支店会場 | |
|--|-----------------|---------|-----------------|
| 5月10日 | (木) 13:00~16:00 | 5月16日 | (水) 13:00~15:30 |

(全会場 小野税理士/お1人さま30分)

| 北長良支店会場 | |
|---------|-----------------|
| 5月9日 | (水) 13:00~15:30 |

※諸事情により、開催日・会場が変更になる場合がありますので、本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

2. 公的機関情報

➤ 「ぎふ・みえ・あいち『新技術・新工法展示商談会』in マツダ」出展企業の募集

受付中！【4/12まで】

| | |
|---------------|--|
| 主催 | (公財)岐阜県産業経済振興センター、(公財)三重県産業支援センター (公財)あいち産業振興機構 |
| 内容 | 岐阜県産業経済振興センターでは、三重県・愛知県の産業支援機関と合同で、東海3県内の中小企業等が有する優れた新技術や新工法、コストの削減などの高い生産技術を一堂に展示する「ぎふ・みえ・あいち『新技術・新工法展示商談会』in マツダ」を開催します。この展示商談会を通じ、新規取引先の開拓や広域的な受注機会の増大を目指す企業からのお申し込みをお待ちしております。 |
| 日時 | 平成30年7月10日(火)10:00～17:00、11日(水)10:00～15:00 |
| 場所 | マツダ株式会社 本社1号館3階 講堂(広島県安芸郡府中町新地3-1) |
| 来場予定者 募集企業 | マツダ株式会社及び関連企業の開発・設計、生産技術、調達担当者等 51社(岐阜・三重・愛知の各県から17社ずつ。なお、出展企業は選考の上決定) |
| 出展資格 | 以下に挙げる要件を全て満たすこと 1.東海3県内(岐阜県・三重県・愛知県)に、本社又は工場を有する中小企業等であること。 2.自動車の軽量化、原価低減、高付加価値化、環境対応等が期待できる優れた技術力を有する中小企業等であること。(※自動車関連産業以外の企業からの出展可) 3.展示商談会の開催中、技術的質疑に対応できる人員を自社ブースに常時配置できること。 |
| 出展料 | 2万円(展示ブース基本設営費、冊子・ポスター・チラシ印刷費) |
| 出展形式 | 出展企業側の展示商談会形式によるビジネスマッチング商談会 |
| 参照サイト | (公財)岐阜県産業経済振興センター http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2018030101/index.asp |

➤ 「第1回 海外ビジネス人材育成塾『輸出入船積実務(基礎編)』」の開催

受付中！【5/11まで】

| | |
|-------|--|
| 主催 | (公財)岐阜県産業経済振興センター |
| 内容 | 岐阜県産業経済振興センターでは、海外ビジネスを担う人材育成のため、県内中小企業者を対象に、海外取引に必要な実務やノウハウを習得していただく研修「海外ビジネス人材育成塾」を開催します。 今回の研修では、海外取引に不可欠な「船積実務の基礎」を実務経験豊富な講師が2日間を通じて、分かりやすく説明します。 初心者の方、もう一度最初から船積実務を学びたい方に最適です。この機会に、是非ご参加ください。 講師:木村 雅晴氏 木村雅晴事務所 代表 |
| 日時 | 1日目:平成30年6月6日(水) 2日目:平成30年6月8日(金) 各回9:30～17:00(受付開始9:15) |
| 場所 | OKBふれあい会館14階(県民ふれあい会館)展望レセプションルーム (岐阜市藪田南5-14-53) |
| 対象 | 県内の中小企業者、岐阜県内にお住まいの方等 ※貿易実務未経験者～実務経験1年未満の方 |
| 定員 | 24名(先着順) |
| 参加費 | 7,500円 |
| 参照サイト | 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2018031901/index.asp |

➤ 「タイ METALEX(メタレックス)2018」 岐阜県ブース出展企業の募集

受付中！【5/25まで】

| | |
|-------|--|
| 主 催 | (公財)岐阜県産業経済振興センター |
| 内 容 | 岐阜県産業経済振興センターでは、県内企業の海外市場展開を支援しています。その一環として、ASEAN地域最大の工業見本市「タイ METALEX 2018」にて、県内企業の金属加工技術、治具・工具および金属加工機械等を対象とする岐阜県ブースを設置します。タイは、インフラが整っている産業集積地であることから、投資先として先進国からの人気が高く、製造業の発展と経済成長の押上げから、新たなビジネスチャンスへの期待が高まっています。この見本市を通じ、積極的な海外販路拡大を目指す企業を募集します。 |
| 日 時 | 平成 30 年 11 月 21 日(水)～24 日(土) |
| 場 所 | タイ バンコク国際展示場 (BITEC) 88 Bangna-Trad Road (Km.1), Bangna, Bangkok 10260, Thailand |
| 募集企業 | 6 社 ※申込み多数の場合は、審査の上、出展企業を決定します。 |
| 出展資格 | 1.県内に本社又は事業所がある中小企業等であること 2.展示会の期間中、常時1名以上の担当者を自社小間に配置できること 3.金属加工技術、治具・工具および金属加工機械等の出展であること |
| 出展料 | 1社あたり26万円程度を予定(産経センター助成後の金額) ※出展基本料金52万円程度の1/2を産経センターが負担します。 ※出展基本料金には、小間料(6㎡:間口 2.0m×奥行 3.0m)、基本装飾費、登録諸費用等が含まれます。 ※精算時の為替レートで換算しますので、現時点でのおよその金額です。 |
| 参照サイト | 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2018030201/index.asp |

3. 経営教室

国際税務教室

移転価格税制に係る調査必要度の判定

国家間の課税権の適正な調整のためには、移転価格税制の適切な執行が必要とされます。移転価格調査は長期間にわたることも多く、また調査の結果、多額の課税額となることもあり、納税者にとって負担となります。他方、移転価格課税により生じた国際的二重課税には、租税条約を根拠とした税務当局間の相互協議といったプロセスが用意されていることから、当事者からの申立てに基づき、両国の税務当局の協議による合意解決が図られます。しかし、それには長期間を要する場合があります。税務当局にとっても負担となります。このように移転価格税制の執行は納税者と税務当局の両者にとって、大きな負担とならざるを得ない側面があります。

国税庁はどのような方針のもとに、移転価格調査の必要性を判定しているのでしょうか。その考え方が、平成 29 (2017) 年 6 月に国税庁から公表された「移転価格ガイドブック」に記載されています。ガイドブックでは ①内国法人が赤字又は低い利益水準となっていないか、②国外関連者の利益水準が高くなっていないか、③国外関連者への機能・リスクの移転などの取引形態を変更している一方、それに伴い適切な対価を授受していないこと等が想定されないかなど、6つの観点为例にあげ、納税者と国外関連者の機能・リスクも勘案しつつ、多角的に検討を行うことにより、調査の必要度の判定を行うとしています。

調査をする側も、受ける側も負担が大きいとされる移転価格調査。対象とならないように企業による自発的なコンプライアンスの維持・向上が重要とされ、そのような自主的な対応を支援するため、各国税局に相談窓口が設置されるなど、積極的な施策が講じられています。

国内税務教室

所得拡大促進税制に係る改正

所得拡大促進税制について、法人は平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年度（個人事業主は平成 30 年分）から、適用要件が改正され、税額控除額は上乗せ措置が講じられております。

1. 中小企業者等

- ①雇用者給与等支給額の増加額が前年度の雇用者給与等支給額の 2% 以上の場合
→雇用者給与等支給増加額の 10% に加えて、当期の雇用者給与等支給額から前期の雇用者給与等支給額を控除した額(注)の 12% を税額控除額に上乗せ
- ②雇用者給与等支給額の増加額が前年度の雇用者給与等支給額の 2% 未満の場合
→雇用者給与等支給増加額の 10% を税額控除

2. 中小企業者等以外

- ①雇用者給与等支給額の増加額が前年度の雇用者給与等支給額の 2% 以上の場合
→雇用者給与等支給増加額の 10% に加えて、当期の雇用者給与等支給額から前期の雇用者給与等支給額を控除した額(注)の 2% を税額控除額に上乗せ
- ②雇用者給与等支給額の増加額が前年度の雇用者給与等支給額の 2% 未満の場合
→税額控除の適用なし

なお、従来からの適用要件（「雇用者給与等支給増加額」の「基準雇用者給与等支給額」に対する割合が一定の率を超えること、当期の「雇用者給与等支給額」が前期の「雇用者給与等支給額」以上であること）については変更はありません。

(注) 雇用者給与等支給増加額が上限

(「国際税務教室・国内税務教室」執筆者)

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号: 058-295-7077 058-295-2055 (岐阜事務所) / 052-433-2112 (名古屋事務所)

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

4. 産学連携情報

今月号のテーマ

食品等の微生物管理に役立つ新技術
微生物増殖の発熱シグナルを測定

微生物の活動に伴うの熱エネルギーに着目

食品を発酵させたり、腐敗させたりするのは、食品中の微生物の活動によるものです。この微生物の活動を定量的に把握することは、食品等の品質管理に重要であり、食品企業等では、プレートを用いた培養法等によって微生物混入の判定が行われています。平板培養法をはじめとする従来の方法では、計測に時間がかかり作業者の負担が高い、培地では微生物が増殖しない等の課題があります。そこで、微生物の活動に伴う発熱に着目したのが、三重大学大学院生物資源学研究所の田中晶善教授です。田中教授は、微生物の代謝活動に伴う発熱を連続的に計測することにより、微生物の増殖がどの程度活発に進行しているかを把握する方法について研究を行っています。

食品・化粧品における微生物増殖測定への応用

発酵や腐敗は、微生物が栄養源を代謝する活動に起因し、代謝にはエネルギーの変化を伴います。つまり、その程度は微生物の種類によって異なりますが、微生物が関与する現象には、熱が発生するのです。微生物の代謝時の発熱量はヒトに比べても大きく、これらの現象は、発熱を指標として連続的に測定が可能であると考えられています。そこで田中教授は、非破壊的微生物活性測定法の研究を進め、微生物の発熱量を測定する微生物検査システムの開発を行っています（左写真）。本システムによって、微生物の活動により発熱の始まりから終了までの時間や増殖速度が最大に達する時間等の情報が得られるのです。この応用研究として、塩化ナトリウムがアサリの腐敗過程に与える防腐効果の検証を行い、塩濃度の上昇にしたがって微生物の増殖速度が低下することを非破壊的測定によって明らかにしています。

また、これまでに本方法を用いてトリートメント液中の雑菌混入検査が可能であることも明らかにしています。（以上、右写真）

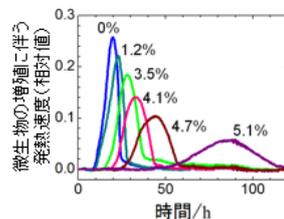
培養困難微生物の活性評価も可能

微生物熱測定法では、プレート等を用いた培養が不要で、サンプルを一部取り出して菌体量を測定する必要がないため、最適培地が明らかとされていない土壌微生物等の培養困難微生物や嫌気性細菌についても応用可能です。土壌微生物等の活性を促進あるいは抑制する物質の検証等への活用、様々な嫌気性細菌の増殖過程への活用が期待されます。本システムのご利用にご興味をお持ちになりましたら、受託分析等の可能性についてご相談させていただきますので是非ご連絡頂ければ幸いです。

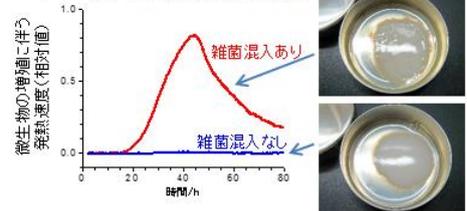


研究室独自の技術に基づく
熱測定装置

アサリの腐敗に対するNaClの効果



トリートメント液の雑菌混入検査



熱測定装置での実験例

（「産学連携情報」問合せ先）

国立大学法人三重大学 地域イノベーション推進機構 知的財産統括室

電話番号：059-231-9073

E-mail: chizai-mip@crc.mie-u.ac.jp Website: <http://www.crc.mie-u.ac.jp/matching-navi/>

※十六銀行の産官学連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

編集・連絡先：
十六銀行 法人営業部
(058-266-2523)
愛知営業本部
(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。

また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。